



〈労農記者クラブ提供〉

大阪労働局発表
平成25年6月10日

担当	大阪労働局労働基準部健康課 電話 06(6949)6500
----	----------------------------------

“暑さが本格化する前から熱中症予防対策を!!” ～平成25年職場における熱中症予防対策について～

大阪労働局（局長 森岡雅人）は、平成24年に大阪府内の事業場において発生した「熱中症による休業4日以上労働災害の発生状況」及び「府内816事業場に対する熱中症予防対策の実施状況に関する調査結果」を取りまとめました。

〈概要〉

- 休業4日以上労働災害は、猛暑の影響で前年に比べ13名（81.3%）増の29名（うち1名死亡）。
業種別では、建設業が8名、ビルメンテナンス業が5名、運輸交通業が4名の順となり、建設業とビルメンテナンス業においては前年の2倍以上へ、死亡1名は飲食業。
- 府内816事業場のうち、190事業場（23.3%）において熱中症予防の取組が不十分であったことが判明。
事項別に見ると未実施または実施が不十分であった事業場の割合が高かったものは、「WBGT値（※）による評価、管理」（63.7%）、「熱中症予防対策責任者の選任」（47.4%）「救急処置内容の周知」（35.8%）等。
- 暑さが本格化する前に熱中症予防の取組として、
 - ・熱中症予防セミナーの開催
 - ・安全の見える化の取組
 - ・業種団体に対する要請や集団指導を実施する予定。

（※）WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度（単位℃））値とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数である。

1 熱中症による休業4日以上労働災害の発生状況

- (1) 平成24年の職場での熱中症による死亡災害は全国で21名（前年は18名）発生しており、過去10年では、記録的猛暑となった平成22年の47名に次ぐもの

となった。

また、大阪労働局管内の発生状況は、死亡が1名（前年と同数）。休業4日以上労働災害は、建設業（8名）、ビルメンテナンス業（5名）、運輸交通業（4名）、製造業（3名）の順で発生しており、7月から8月に集中して発生している。（別紙の表1から表3参照）

- (2) 大阪労働局は、平成24年度大阪危険ゼロ先取運動において、6月から9月までの期間を熱中症予防のための強調期間と定め、6月を中心に熱中症予防対策セミナーを開催、熱中症による災害が急増したことを受け災害防止団体等に対し2回の緊急要請を行うなど熱中症予防対策の徹底を呼び掛けた。
- (3) 昨年の大阪市は、7月26日から8月3日まで連続9日間猛暑日が続くなど猛暑日が前年の1.7倍となったことなどにより、屋外業務における熱中症による災害が増加した。

2 府内の事業場における熱中症予防対策について

平成24年7月1日から同年9月30日までの間に、大阪府内の13の労働基準監督署において実施した調査結果（別表）から、熱中症予防対策は事業場に浸透してきていると思われるが、昨年の災害発生状況等からより一層の取組が必要である。

3 平成25年における熱中症予防対策について

大阪労働局では、昨年の災害発生状況や事業場調査実施状況等を取りまとめ、平成25年5月31日産業保健に詳しい医師、労使関係者の参画のもと「職場における熱中症予防のための連絡協議会」を開催し今年度の取組について協議を行った。暑さが本格化する前に「職場における熱中症予防対策要綱」に基づく対策の徹底を図るよう別添の熱中症予防対策セミナーの開催や安全の見える化運動において熱中症予防のため予防対策や危険の見える化等を推進するとともに、前年から災害が増えた業種団体に対し熱中症予防対策の取組強化を図るよう文書要請や集団指導を行うこととしている。

大阪府下の熱中症による労働災害の発生状況について

表1 熱中症による死傷災害(休業4日以上)の発生状況 (人)

年(平成)	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
被災者数	6(0)	10(0)	11(0)	20(2)	25(1)	15(0)	8(1)	33(1)	16(1)	29(1)

(注) ()内は死亡者数で内数

表2 月別発生状況(平成19~24年) (人)

	6月	7月	8月	9月
平成19年		1	20(1)	4
平成20年	2	8	4	1
平成21年		3	5(1)	
平成22年		7	24(1)	2
平成23年	1	4	11(1)	
平成24年	1	11(1)	14	3

(注) ()内は死亡者数で内数

表3 業種別発生状況(平成19~24年) (人)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年
製造業	4(3)	0	2(2)	11(10)	3(2)	3(1)
建設業	9(1)	5(2)	1	11	4(1)	8
運送業	3	3(1)	1	7(2)	3(1)	4
貨物取扱業	0	1	0	0	0	0
商業	2	1	0	0	0	3(1)
上記以外の業種	7(1)	5(2)	4(1)	4	6	11(3)
内ゴルフ場	3	2	0	0	0	0
内ビルメンテナンス業	1	0	3(1)	1	2	5(1)
内警備業	2	0	0	0	2	2
合計	25	15	8	33	16	29
(屋内作業の災害件数)	(5)	(4)	(3)	(12)	(4)	(5)

(注) ()内は屋内における災害件数

表4 年代別災害発生状況 (人)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年
10～19歳	2				1	
20～29歳	6	3		2	2	4
30～39歳	5	5	3	9	3	4
40～49歳	6	5	1	11	3	8
50～59歳	5	1	2	10	4	7
60歳～	1	1	2	1	3	6

表5 死亡災害発生状況 (平成13年以降)

(人)

	13年	14～17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
製造業									
建設業	4		2	1			1	1	
運送業						1			
上記以外									1
合計	4	0	2	1	0	1	1	1	1

(注) 平成14～17年及び平成20年は死亡者なし

(参考1) 平成19年～平成24年における猛暑日等の日数

	真夏日(30度以上)	猛暑日(35度以上)	熱帯夜(25度以上)
平成19年	79	16	44
平成20年	71	13	42
平成21年	73	3	27
平成22年	82	31	55
平成23年	76	7	51
平成24年	75	12	43

(参考2) 熱中症にかかる事業場調査等実施状況 (平成22年～24年)

	平成22年	平成23年	平成24年
調査実施事業場数	562	550	586
対策が不十分として指導した事業場数(割合)	257 (45.7%)	141 (25.6%)	138 (23.5%)

(注) 調査実施事業場数は、製造業・建設業・運輸交通業・貨物取扱業の合計

(参考3) 全国の熱中症による死亡災害の発生状況 (人)

年(平成)	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
死亡者数	17	17	23	17	18	17	8	47	18	21

平成24年 大阪府内の事業場で発生した熱中症の発生事例（休業4日以上）

大阪労働局 労働基準部 健康課

	発生日	発生時刻	業種	休業日数	性別	年齢	最高気温(°C)	最高WBGT(°C)	発生状況の概要
1	6月6日	13時55分頃	製造業	7日	女	40代	29.7	25.2	倉庫管理業務に従事していたところ、資材管理室で気分が悪くなり、廊下で倒れたもの。
2	7月16日	2時40分頃	産業廃棄物業	30日	男	50代	33.6	29.8	工場内焼却炉の灰出コンペアーに詰まった灰の除去作業を行っていたところ、体調不良を訴え病院で受診したもの。
3	7月17日	10時30分頃	商業	6日	女	60代	34.9	29.8	通勤途中から日差しを浴びて気分が悪くなっていたが、その状態で作業に入り、バックヤードにおいて揚げ物を揚げていたところ足下がふらつき嘔吐したもの。
4	7月20日	20時30分頃	建設業	6日	男	40代	31.3	29.4	配管・コンクリート打設業務が終了し帰宅したとき発症。翌日、発熱・悪寒・頭痛のため病院で受診した。
5	7月24日	1時00分頃	製造業	4日	男	30代	34.1	30.9	勤務が終了し、帰宅途中で気分が悪くなり最寄りの病院において受診したところ、熱中症と診断されたもの。
6	7月24日	16時00分頃	建設業	13日	男	40代	34.1	30.9	建設工事現場において、コンクリートの取り壊し作業を行っていたところ、責任者からの呼びかけの返事が正常でなかったため、熱中症と判断し救急車を呼んだもの。
7	7月26日	17時20分頃	建設業	15日	男	60代	35.5	31.9	外構工事現場で、土間コンクリート打設及び左官作業に従事していたところ、熱中症の症状が出たもの。
8	7月27日	16時35分頃	飲食業	死亡	男	50代	35.7	31.1	厨房内において作業中、体調が悪くなったので事務所内で休憩していたところ意識を失い救急車で搬送されたが熱中症にて死亡したもの。
9	7月27日	14時30分頃	建設業	5日	男	30代	35.7	31.1	ガス管補強作業終了後、帰社するための車内で体調が悪くなったため事務所にて手当するが、改善されず病院へ搬送されたもの。
10	7月28日	14時00分頃	警備業	15日	男	50代	35.9	31.0	工事現場において、警備業務に従事していたところ、体調不良を感じたため、病院に行ったもの。
11	7月28日	15時20分頃	運送業	7日	男	40代	35.9	31.0	機材センターにおいて荷の積み込み作業を行っていたところ、体調不良を訴え休憩していたが改善しなかったため、救急車で搬送されたもの。

発生月日		発生時刻	業種	休業日数	性別	年齢	最高気温(°C)	最高WBGT(°C)	発生状況の概要
12	7月30日	12時30分頃	製造業	14日	男	50代	35.8	30.0	工場の真ん中で持ち込みされた廃材の仕分け作業に従事していたところ、突然痙攣を起こし病院で熱射病と診断されたもの。
13	8月3日	4時00分頃	建設業	4日	男	40代	36.7	30.2	建設現場においてのガス管修繕作業を行っていたところ、体調不良を訴えた。休憩させていたが様子がおかしいので、救急車で搬送されたもの。
14	8月3日	11時40分頃	清掃業	5日	男	60代	36.7	30.2	機械の点検・記録及びダクトの清掃業務に従事し、タイベックスを着用しダスト内清掃後、体調不良を訴えたため、救急車にて搬送されたもの。
15	8月3日	14時00分頃	建設業	7日	男	50代	36.7	30.2	管入れ替え工事のため掘削作業に従事していたところ、急に嘔吐し手足のしびれを訴えたため、救急車で搬送されたもの。
16	8月4日	16時00分頃	ビルメンテナンス業	8日	女	60代	34.8	29.7	植栽への水やり作業を行っていたところ、大量の発汗があり気分が悪くなったので帰宅し様子を見ていたが改善されなかったため病院で受診したもの。
17	8月10日	9時15分頃	運送業	10日	男	40代	33.8	30.5	冷凍及び冷蔵食品を店舗に配送する業務に従事していたところ、気温差の激しい業務のため、営業所に帰社し倒れたもの。
18	8月11日	15時00分頃	商業	7日	女	30代	32.7	29.5	新聞配達準備作業に従事していたところ、炎天下の中で突然倒れたもの。
19	8月13日	11時13分頃	ビルメンテナンス業	60日	男	60代	33.0	30.6	店舗外の道路において、車両の交通誘導していたところ、急に目の前が真っ暗になりその場に崩れ落ちるように倒れたもの。
20	8月17日	20時30分頃	運送業	10日	男	40代	36.5	31.7	得意先において荷物の積み込み作業を行っていたところ、熱中症を発症したもの。
21	8月21日	9時20分頃	旅行業	52日	男	60代	34.4	30.2	駐車場でお客さんが観光バスから下車するのを待っていた時、意識を失ったもの。
22	8月21日	15時00分頃	警備業	14日	男	20代	34.4	30.2	交通誘導業務に従事していたところ、給水要請と体調不良を訴えたため、給水し休憩させていたが、症状が悪化したので救急車にて搬送されたもの。

発生日		発生時刻	業種	休業日数	性別	年齢	最高気温(°C)	最高WBGT(°C)	発生状況の概要
23	8月21日	17時00分頃	建設業	7日	男	20代	34.4	30.2	足場組立作業が終了し片付けを行っていたところ、体調不良を訴えたので応急措置をしたが改善が見られず、救急車にて搬送されたもの。
24	8月22日	15時00分頃	その他の事業	4日	男	40代	34.7	30.1	駐車場において、乗車している車両のエンジンを切って待機していたところ、熱中症を発症したもの。
25	8月25日	16時30分頃	派遣業	4日	男	20代	34.7	29.4	軽作業員として就業先にて業務を行っていたところ、体調不良を訴えたので休憩していたが、回復しなかったことから救急車で病院に搬送されたもの。(派遣社員)
26	8月29日	11時48分頃	清掃・と畜業	21日	女	50代	31.3	28.5	清掃作業を終え詰め所に戻ろうとしていたところ、気分が悪くなり熱中症のため倒れたもの。
27	9月8日	10時40分頃	建設業	7日	男	50代	31.3	28.3	現場監督として職方に作業指示した後、事務所へ戻る途中で座り込んだ。事務所にて休ませていたが、症状が悪化したため救急車にて搬送したもの。
28	9月22日	4時00分頃	商業	7日	女	20代	29.1	24.8	空調設備のない店内において作業していたところ、冷蔵庫からの熱気等により店内の気温が上がり、熱中症の症状が出たため、救急車で搬送されたもの。
29	9月29日	16時00分頃	運送業	9日	男	30代	27.8	23.9	取引先において荷物の積み込み作業を行っていたところ、熱中症を発症し動けなくなったもの。

(休業4日以上的事例)

 は屋内作業の事例

熱中症にかかると事業場調査等実施状況 (平成24年7月～9月)

大阪労働局

別表

調査・指導状況 業種	調査実施事業場数	点検事項 指導事業場数	管理体制	作業環境管理						作業管理					健康管理				衛生教育	救急措置			
			予防対策責任者の選任	暑熱環境のWBGT基準値による評価、管理	冷房等の設備設置、ふく射熱からの保護対策	適正な休憩場所の確保	飲料水などの備付等	等のおしぼり、シャワー等の身体を冷やす設備	休憩時間の確保、連続作業時間の短縮	変更等 身体作業強度が高い作業の忌避、作業場所の	水分及び塩分の摂取の指導	透湿性、通気性のよい服装の着用	作業中の健康状態の確認、巡視の実施	健康診断結果に異常所見がある労働者の事後措置	治療中等の労働者について、産業医等の意見	を勘案した就業場所の変更等の適切な対応	治療中の労働者への熱中症予防の対応の必要性の教示等	作業開始前、作業中の健康状態の確認	日常の健康管理指導の実施	管理者及び労働者に対する労働衛生教育の実施	症状に応じた具体的な救急処置内容の周知	の全員への周知 医師の手当を受けさせることが原則であること	病院等の連絡先等の関係者への周知
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
製造業	件数	207	61	30	39	3	3	5	9	9	9	13	8	9	16	16	18	5	10	17	29	26	16
	割合		29.5%	49.2%	63.9%	4.9%	4.9%	8.2%	14.8%	14.8%	14.8%	21.3%	13.1%	14.8%	26.2%	26.2%	29.5%	8.2%	16.4%	27.9%	47.5%	42.6%	26.2%
建設業	件数	265	55	17	38	5	3	3	16	13	16	17	19	11	16	14	13	2	11	9	6	5	4
	割合		20.8%	30.9%	69.1%	9.1%	5.5%	5.5%	29.1%	23.6%	29.1%	30.9%	34.5%	20.0%	29.1%	25.5%	23.6%	3.6%	20.0%	16.4%	10.9%	9.1%	7.3%
運輸交通業	件数	100	19	9	11	4	3	4	7	5	9	8	4	6	5	8	8	5	4	8	10	9	7
	割合		19.0%	47.4%	57.9%	21.1%	15.8%	21.1%	36.8%	26.3%	47.4%	42.1%	21.1%	31.6%	26.3%	42.1%	42.1%	26.3%	21.1%	42.1%	52.6%	47.4%	36.8%
貨物取扱業	件数	14	3	1	1	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	1	1	1	0
	割合		21.4%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
商業	件数	97	19	10	11	4	1	2	3	2	3	3	1	3	7	4	8	4	2	4	8	7	7
	割合		19.6%	52.6%	57.9%	21.1%	5.3%	10.5%	15.8%	10.5%	15.8%	15.8%	5.3%	15.8%	36.8%	21.1%	42.1%	21.1%	10.5%	21.1%	42.1%	36.8%	36.8%
その他の事業	件数	133	33	23	21	5	5	5	8	8	10	11	6	8	10	11	14	7	6	9	14	12	12
	割合		24.8%	69.7%	63.6%	15.2%	15.2%	15.2%	24.2%	24.2%	30.3%	33.3%	18.2%	24.2%	30.3%	33.3%	42.4%	21.2%	18.2%	27.3%	42.4%	36.4%	36.4%
合計	件数	816	190	90	121	21	15	19	45	38	48	53	39	38	55	55	63	23	33	48	68	60	46
	割合		23.3%	47.4%	63.7%	11.1%	7.9%	10.0%	23.7%	20.0%	25.3%	27.9%	20.5%	20.0%	28.9%	28.9%	33.2%	12.1%	17.4%	25.3%	35.8%	31.6%	24.2%

(注) 点検事項別の割合は、点検事項の取組に指導を行った事業場に対する割合を示す。

受講料 無料

定員100名

(先着順で受付・定員に達し次第受付終了)



職場における熱中症災害による死者は、一昨年全国で18人であり、7月・8月の2ヶ月間に発生が集中しています。今年も、その時期に備え、事業場での熱中症の予防対策について、医師の視点からみた留意点と、大阪労働局健康課担当官による大阪府下における熱中症事例や事業場が講ずべき事項等について学びます。

平成25年

6月7日 **金** 14:00～16:00

6月10日 **月** 14:00～16:00

6月18日 **火** 14:00～16:00

6月24日 **月** 14:00～16:00

予防対策セミナー 熱中症

※同じ内容ですので都合のよい日程をお申し込ください

事業場名			
連絡先住所			
電話番号		FAX番号	

フリガナ 受講者名			
役職	衛生管理者・労務担当者・その他 ()		
フリガナ 受講者名			
役職	衛生管理者・労務担当者・その他 ()		

FAX 06-6944-1192

大阪中央労働総合庁舎 6階講堂
(大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 中央労働基準監督署6階)



- JR森ノ宮駅下車 徒歩3分
- 地下鉄中央線・長堀鶴見緑地線
森ノ宮駅(7番B出口)下車 徒歩3分

(なお、会場には駐車スペースがありませんので、電車等公共交通機関をご利用ください)

【お問合せ】

大阪産業保健推進センター TEL06-6944-1191

【主催】大阪産業保健推進センター

【共催】大阪労働局、労災病院勤労者予防医療センター

熱中症を防ごう！

気温が上昇する夏季は、屋外作業はもとより屋内作業においても、熱中症が多発しています。昨年大阪府内において発生した熱中症による災害件数は、死亡災害が1件、休業4日以上災害が28件(裏面災害事例の抜粋参照)発生しています。

大阪労働局では、平成21年6月「職場における熱中症予防対策要綱」を策定し、職場における熱中症予防対策の推進を図っているところですが、各職場においては、上記対策要綱に基づいた取り組みを強化し、熱中症の予防対策を徹底して下さい。

熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称であり、軽度では、めまい、こむらがり等の筋肉痛や硬直等、中等度では、頭痛、嘔吐、倦怠感等、重度では、意識障害、けいれん、意味不明な言動、運動障害、高体温等様々な症状が現れます。

事業主の皆様へ

- ◆ **WBGT値(暑さ指数)**を活用すること等により「職場における熱中症予防対策要綱」に基づいた取り組みを強化しましょう。
- ◆ 安全の見える化運動における「安全宣言」の宣言内容に熱中症予防に関する事項を盛り込み、作業者の意識の高揚を図りましょう。

「職場における熱中症予防対策要綱」及び「安全宣言」の詳細は大阪労働局のホームページを参照してください。

- ◆ 「熱中症予防対策要綱」
ホーム > 安全衛生 > 労働衛生関係 > 職場における熱中症予防対策 > 職場における熱中症予防対策要綱
- ◆ 「安全宣言」
ホーム > 各種法令・制度・手続 > 安全衛生関係 > 安全関係 > 「安全宣言」運動について

働いている皆様へ

- こまめに**水分・塩分**をとみましょう。
- 休憩は風通しのよい**涼しい場所**でとみましょう。
- 直射日光や照り返しを遮るようにしましょう。
- 熱への**順化期間**を設けて作業をしましょう。
- 睡眠を十分にとり体調管理に気をつけましょう。
- 少しでも体調不良を感じたときは、**早めに**申し出て**医療機関**で診察を受けましょう。



大阪労働局・管内各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

ひと、くらし、
みらいのために

平成24年 大阪府内の事業場で発生した熱中症の事例（休業4日以上）

大阪労働局 労働基準部 健康課

	発生日	発生時刻	業種	休業日数	性別	年齢	最高気温(°C)	最高WBGT(°C)	発生状況の概要
1	6月6日	13時55分頃	製造業	7日	女	40代	29.7	25.2	倉庫管理業務に従事していたところ、資材管理室で気分が悪くなり、廊下で倒れたもの。
2	7月16日	2時40分頃	産業廃棄物業	30日	男	50代	33.6	29.8	工場内焼却炉の灰出コンベアーに詰まった灰の除去作業を行っていたところ、体調不良を訴え病院で受診したもの。
3	7月24日	16時00分頃	建設業	13日	男	40代	34.1	30.9	建設工事現場において、コンクリートの取り壊し作業を行っていたところ、責任者からの呼びかけの返事が正常ではなかったため熱中症と判断し救急車を呼んだもの。
4	7月27日	16時35分頃	飲食業	死亡	男	50代	35.7	31.1	厨房内において作業中、体調が悪くなったので事務所内で休憩していたところ、意識を失い救急車で搬送されたが熱中症にて死亡したもの。
5	7月28日	14時00分頃	警備業	15日	男	50代	35.9	31.0	工事現場において、警備業務に従事していたところ、体調不良を感じたため、病院に行ったもの。
6	7月28日	15時20分頃	運送業	7日	男	40代	35.9	31.0	機材センターにおいて荷の積み込み作業を行っていたところ、体調不良を訴え休憩していたが改善しなかったため、救急車で搬送されたもの。
7	8月3日	11時40分頃	清掃業	5日	男	60代	36.7	30.2	機械の点検・記録及びダクトの清掃業務において、タイベックスを着用しダスト内清掃を終えたところ、体調不良を訴えたため、救急車で搬送されたもの。
8	8月4日	16時00分頃	ビルメンテナンス業	8日	女	60代	34.8	29.7	植栽への水やり作業を行っていたところ、大量の発汗があり気分が悪くなったので帰宅し様子を見ていたが改善されなかったため病院で受診したもの。
9	8月10日	9時15分頃	運送業	10日	男	40代	33.8	30.5	冷凍及び冷蔵食品を店舗に配送する業務に従事していたところ、気温差の激しい業務のため、営業所に帰社したところで倒れたもの。
10	9月22日	4時00分頃	商業	7日	女	20代	29.1	24.8	空調設備のない店内において作業していたところ、冷蔵庫からの熱気等により店内の気温が上がり、熱中症の症状が出たため、救急車で搬送されたもの。
11	9月29日	16時00分頃	運送業	9日	男	30代	27.8	23.9	取引先において荷物の積み込み作業を行っていたところ、熱中症を発症し動けなくなったもの。

は、屋内作業

熱中症を防ごう!

事業主さん、働く皆さん

「職場における熱中症予防対策」^(※1)をご存じですか?

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

めまい・失神

筋肉痛・筋肉の硬直

大量発汗

頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感

意識障害・痙攣・手足の運動障害

高体温

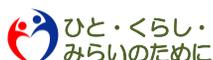
高温多湿な環境では熱中症が多発します。
以下の項目をチェックして
職場の熱中症予防に努めましょう!

- WBG^(※2)T値の低減に努めていますか?
- 熱への順化期間^(※3)を設けていますか?
- 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか?
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか?
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか?

(※1)平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく、職場における熱中症予防対策

(※2)WBG^(Wet-Bulb Globe Temperature)T値＝暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値

(※3)熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間



厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

1 熱中症の症状と分類

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、表1のような様々な症状が現れます。

表1・これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります

I 度	めまい・失神… 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直… 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重症度 小
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感… 体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害… 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、真直ぐに歩けない、など。 高体温… 体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	重症度 大

2 WBGT値（暑さ指数）の活用について

WBGT値とは (注1)

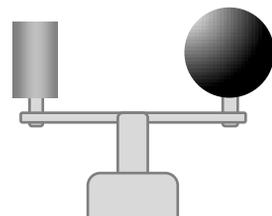
暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出されます。

①屋内、屋外で太陽照射のない場合(日かげ)

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

②屋外で太陽照射のある場合(日なた)

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$



WBGT値測定器(例)

WBGT基準値に基づく評価について (注2)

作業場所におけるWBGT値が、WBGT基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、次のフローチャートに基づいて、対策を講じてください。

まず、WBGT値を作業中に測定するよう努めてください

WBGT値については、表4の「WBGT値と気温・相対湿度の関係」も参考としてください

測定したWBGT値を、表2のWBGT基準値と比較します

WBGT値がWBGT基準値を超える(おそれがある)場合には…

冷房などにより、作業場所のWBGT値の低減を図ります
身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更します
WBGT基準値より低いWBGT値での作業に変更します

それでもWBGT基準値を超える(おそれがある)場合には…

5ページ～「③熱中症予防対策について」の徹底を図りましょう

(注1) WBGT値の測定方法は、平成17年7月29日付け基安発第0729001号「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」を参照してください。

(注2) WBGT基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意する必要があります。

表2・身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人(℃)		熱に順化していない人(℃)	
0 安静	・ 安静	33		32	
1 低代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽な座位 ・ 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ・ 手及び腕の作業(小さいベンチツール、点検、組み立てや軽い材料の区分け) ・ 腕と足の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ・ 立位 ・ ドリル(小さい部分) ・ フライス盤(小さい部分) ・ コイル巻き ・ 小さい電気子巻き ・ 小さい力の道具の機械 ・ ちょっとした歩き(速さ3.5km/h) 	30		29	
2 中程度代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ・ 腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ・ 腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ・ 軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 3.5～5.5km/hの速さで歩く ・ 鍛造 	28		26	
3 高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度の腕と胴体の作業 ・ 重い材料を運ぶ ・ シャベルを使う ・ 大ハンマー作業 ・ のこぎりをひく ・ 草刈り ・ 掘る ・ 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ・ 5.5～7.5km/hの速さで歩く ・ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 鋳物を削る ・ コンクリートブロックを積む 	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
		25	26	22	23
4 極高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大速度の速さでとても激しい活動 ・ おのを振るう ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする ・ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く 	23	25	18	20

※ 本表は、日本工業規格Z8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境) 附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。
 ※ 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表3・衣類の組み合わせによりWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服(長袖シャツとズボン)	布(織物)製つなぎ服	二層の布(織物)製服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值(℃)	0	0	3	0.5	1	11

※ 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。
 ※ 重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表4・WBGT値と気温、相対湿度との関係

相対湿度(%)

気温(°C)(乾球温度)

	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

WBGT値	注 意 25°C未満	警 戒 25°C～28°C	厳重警戒 28°C～31°C	危 険 31°C以上
-------	---------------	------------------	-------------------	---------------

(ここで、28°C～31°Cは、28°C以上31°C未満の意味)

(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 から)

※ この図は、気温と湿度から簡単にWBGT値を推定するために作成されたものであり、室内で日射が無い状態(黒球温度が乾球温度と等しい。)とされたものなので、正確なWBGT値と異なる場合があります。特に、屋外においては輻射熱が大きいので注意が必要です。
(「日常生活における熱中症予防指針」 Ver.3から)

※ 危険・厳重警戒などの分類は、日常生活上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要です。

3 熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。(なお、詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。)

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減など

- WBGT値が、WBGT基準値を超える(おそれのある)作業場所(→「高温多湿作業場所」といいます。)においては、「熱を遮る遮へい物」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。

※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

(2) 休憩場所の整備など

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

(2) 熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。

※ 例: 作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。)

(3) 水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。

※ 作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、または、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液などを、20～30分ごとに、カップ1～2杯程度摂取することが望ましいところです。(ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。)

(4) 服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させてください。

(5) 作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応など

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底してください。
 - ・ 労働安全衛生規則第43条～第45条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した、血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査などが含まれています。
 - ・ 労働安全衛生法第66条の4・第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師などの意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられています。このことに留意の上、これらの徹底を図ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
 - ・ 事業者は、高温多湿作業場所における、作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じてください。

※ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

(2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
⇒ 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医などから熱中症を予防するための対応が必要とされた場合、または労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があるかと判断した場合は、事業者に申し出るよう指導してください。

(3) 労働者の健康状態の確認

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。

(4) 身体の状態の確認

- 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるように努めてください。
- 以下は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候です。
 - ・ 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が、数分間継続して、180から年齢を引いた値を超える場合
 - ・ 作業強度のピークの1分後の心拍数が、120を超える場合
 - ・ 休憩中などの体温が、作業開始前の体温に戻らない場合
 - ・ 作業開始前より、1.5%を超えて体重が減少している場合
 - ・ 急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 など

4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。
(1)熱中症の症状 (2)熱中症の予防方法 (3)緊急時の救急処置 (4)熱中症の事例
なお、(2)の事項には、1～4に示した熱中症予防対策が含まれます。

5 救急処置

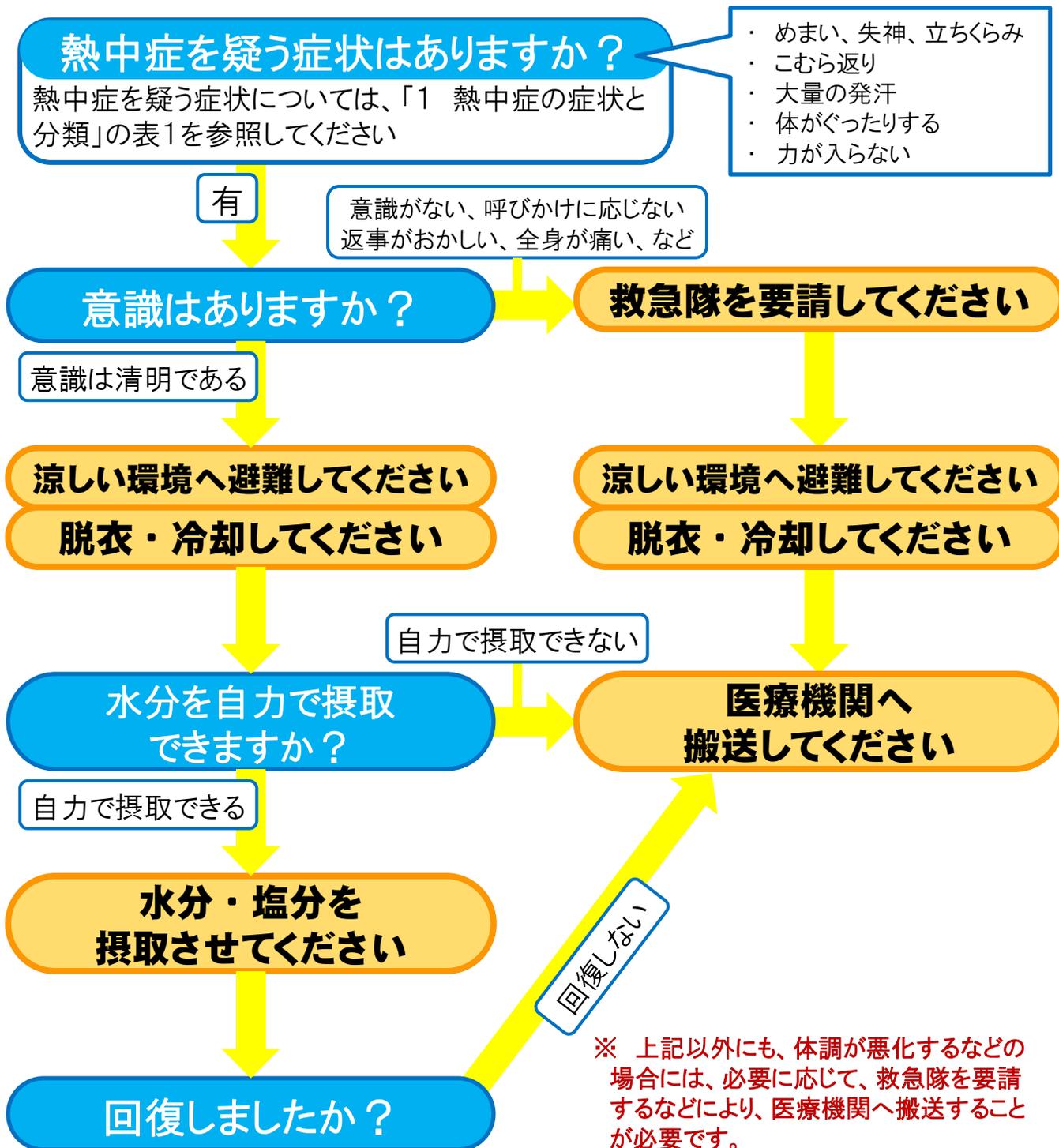
(1) 緊急連絡網の作成・周知

- あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

(2) 救急措置

- 具体的な救急処置については、下図「熱中症の救急処置(現場での応急処置)」を、参考にしてください。

図・熱中症の救急処置(現場での応急処置)



4 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全ですか？ 下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
 (「いいえ」のときには、該当するページをご確認ください。)

職場における熱中症予防対策 (H21.6.19基発第0619001号) 自主点検表

① WBGT値(暑さ指数)を知っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 2ページへ
② WBGT値(暑さ指数)の低減を図っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
③ 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
④ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑤ 高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑥ 自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑦ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑧ 作業中の巡視を行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 5ページへ
⑨ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑩ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑪ 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑫ 体温計などを常備し、必要に応じて身体の状態を確認できるようにしていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑬ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 6ページへ
⑭ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 7ページへ
⑮ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 7ページへ

ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局
 または労働基準監督署へお問い合わせください。

★趣旨

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の構築を目指し、自主的に安全衛生活動を実践していく職場風土、安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するため、安全の見える化の普及促進を図ることにより、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ろうとするものです。

このため、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携し、積極的に本運動を展開しています。

★スローガン

見ること「気づき」から「考動」へ

職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながる。

このような観点から、本スローガンにより「安全見える化運動」を展開することとする。



★期間 平成25年度から5か年

★主唱者 大阪労働局及び管内各労働基準監督署

★協賛者

公益社団法人 大阪労働基準連合会
 中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
 中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター
 中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
 建設業労働災害防止協会 大阪府支部
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部
 一般社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部
 一般社団法人 日本クレーン協会 近畿支部
 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

★協力者

公益社団法人 関西経済連合会
 大阪商工会議所
 大阪府中小企業団体中央会

一般社団法人 大阪建設業協会
 一般社団法人 大阪府トラック協会



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

★実施事項

(当該期間中に事例を参考に「見える化」を推進しましょう。)

このリーフレットに掲載している事例の他にも多くの事例があり、大阪労働局のホームページのトップページ「ゼロ災・大阪『安全の見える化』」からダウンロードしていただけます。
各社の安全衛生活動にご自由にお使いください。

安全衛生管理体制の見える化

安全衛生管理体制を見える化する取組



2012年度
エンターテイメント・オペレーション部 安全衛生推進者

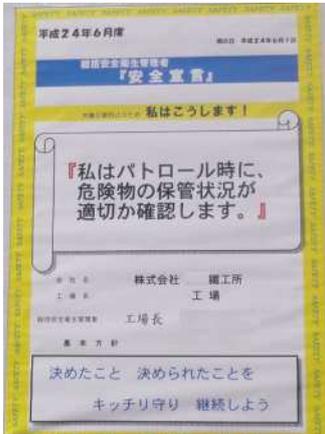
ベンチャーの安全は、
私たちにご相談ください！！

安全衛生メンバーの紹介

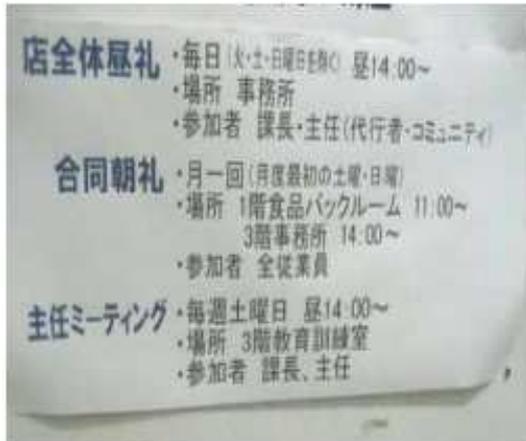
安全衛生活動の見える化

安全衛生活動を見える化する取組

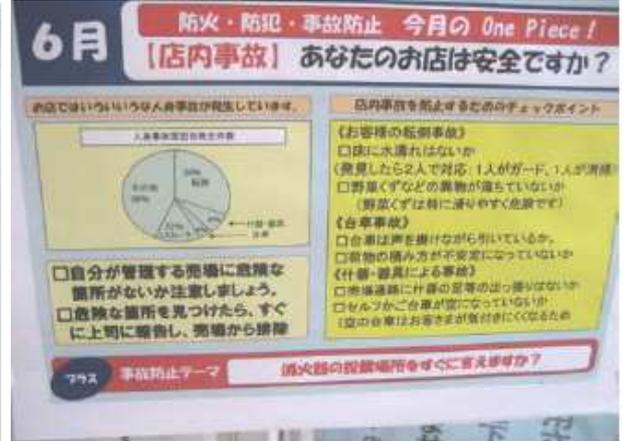
工場長の取組



全員への周知



活動内容の掲示



安全衛生情報の見える化

資料・知識・情報等を見える化する取組



整頓方法などを掲示



イラストで注意喚起



大阪労働局労働災害防止推進計画(抜粋)

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指します。

計画の目標

死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を12%以上減少させること

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を14%以上減少させること

重点施策

社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の4つを重点施策とする。
労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

重点とする対象業種 & 健康確保・職業性疾病対策

第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店)対策

第三次産業については、特に労働災害発生件数の多い小売業、飲食店や近年増加傾向が著しい社会福祉施設(介護施設)に重点的に取り組みます。また、第三次産業の労働災害防止対策を進める上では、責任者を明確にして安全衛生管理を強化する必要があることから、効果的な安全衛生管理体制の構築を指導します。

陸上貨物運送事業対策

陸上貨物運送事業の死亡災害の約半数を占める交通労働災害を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知徹底します。また、陸上貨物運送事業の死傷災害のうち、7割以上を占める荷役作業時における労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知・普及します。

建設業対策

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の周知を図るとともに、足場の組立て作業や鉄骨建方作業等において、二丁掛安全带(二丁掛ハーネスを含む)の使用を促進します。さらに、安全帯に蛍光マーカーを取り付ける等により、その使用の促進を図ります。

製造業対策

死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者に対して改善を促進します

化学物質による健康障害防止対策

化学物質による健康障害防止のためには、化学物質の有害性や取扱い方法の情報を得、情報に基づく適切なばく露防止措置を講じることが重要であることから、化学物質の製造メーカー、問屋、販売店に対し有害性等の表示とSDSの確実な交付及びこれらに基づく事業場における自主的な化学物質の管理の推進を図るため「化学物質管理5か年計画」を策定し取り組むよう指導します。

メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応出来るようにすることも重要であるため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修、事業場の現状把握と改善等の推進を図ります。

過重労働対策

事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理を推進するよう指導をおこないます。

腰痛予防・熱中症対策

腰痛発生件数の多い社会福祉施設、小売業に対しては、「第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店)対策」に併せ、また、陸上貨物運送事業に対しては「陸上貨物運送事業対策」に併せてそれぞれの業種に適した腰痛予防対策を指導します。

熱中症については、熱中症が多発する時期に集中して「熱中症予防対策要綱」(平成21年大阪労働局策定)による取組の徹底を図るための指導を行います。

受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るため事業者に対する啓発及び効果的な支援を実施することにより、受動喫煙防止対策を普及・促進する。また、職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店等対応が困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を推進します。

粉じん障害防止対策

第8次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業、岩石等の裁断作業等に係る粉じん障害防止対策を推進するとともに、粉じん則等で規定する特定の作業以外においても電動ファン付き呼吸用保護具の使用を勧奨します。